平成31年4月17日

別紙１

＝工事に使用する材料の取扱い＝

1. 工事材料を使用する前に提出する品質証明書類の取扱い（試行）について（土木工事）

　静岡市土木工事共通仕様書（第２編　材料編）について、以下のとおり見本・品質証明資料の事前提出を省略できる取組を試行として開始します。

ただし、受注者は保管し監督員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

【提出を省略できるもの】

* 1. **JISマーク表示品（JIS認定品）**

※JISマーク表示品とJIS規格品は違うので注意すること。

* 1. **㈳日本下水道協会認定工場製品（認定工場制度における製品検査資器材）**
	2. **静岡県又は静岡市が検査にて確認した材料**

例：道路用砕石、スラグ入り二次製品、スラグ入りアスファルト等

　【事前の提出を省略できないもの】

・JISマーク表示品以外のJIS規格品（JIS認定外品）、JIS規格外品

・上記①から③に該当しない材料

・水道工事に使用する材料は静岡市土木工事共通仕様書（第15編　水道編1-5-2）により、証明する資料を提出し承諾を得ることとしているため省略できない。

【提出を省略する際の手続き】

品質を証明する資料の事前提出を省略する場合は、**施工計画書（５）主要資材に材料名、品質規格、使用数量、製造メーカー名及び工場名、販売元を全て明記する**とともに、備考欄に認定製品である旨を明示する。

　【注意事項】

　　　現場搬入材料が設計図書と相違したものにならないよう、監督員による確認（施工計画書記載内容の確認、見本の提示、打ち合わせによる確認等）を行うなど注意すること。また、打合わせ記録等書面に残すこと。

今回の試行運用は事前の提出を省略するもので、完成図書に添付する出荷証明書、品質規格証明書、ミルシートの提出は省略できない。

【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技術政策課　検査グループ

　電話054-221-1078

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成31年4月17日

別紙２

＝工事に使用する材料の取扱い＝

1. 『材料承諾』の手続きについて（土木工事）

　静岡市土木工事共通仕様書（第２編　材料編　第１章一般事項）について、工事に使用する材料のうち、『監督員が承諾した材料』の取扱いについては以下のとおりとする。

　【用語の定義】

　　『材料承諾』・・・設計図書で指定する品質または設計図書に指定がない場合において受注者が使用する工事材料を協議のうえ、監督員が承諾するもの。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（静岡市土木工事共通仕様書より）

【監督員の承諾により使用する材料】

* 1. 設計図書で指定する品質または設計図書に指定がない場合で、同等品以上の材料

例：設計図書に明示の規格について配合を変更する生コン等

* 1. 静岡市土木工事共通仕様書に示す規格に適合しない材料

例：線径5mmの落石防護網等

* 1. 監督員の承諾により使用することが設計図書等で定められた材料

例：水道工事に使用する材料、土質改良土、植生工の配合、配合が特殊な合材等

　【監督員の承諾によらない材料】

・設計図書に品質規格が特に明示されているもの

・静岡市土木工事共通仕様書に示す規格に適合したもの

【材料承諾の手続き】

受注者は、試験成績表や各種機関における品質証明を添付し、同等品以上であることを監督員と協議し承諾を得る。

　【注意事項】

使用材料の規格が変更されることにより、請負代金額の変更の有無や費用負担については双方で明確にしておくこと。

【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技術政策課　検査グループ

　電話054-221-1078

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成31年4月17日

別紙３

＝工事に使用する材料の取扱い＝

1. 工場における材料検査について（全工事共通）

　静岡県建設工事検査要領に準拠し、監督員が工場にて検査を行う材料について、以下のとおりとする。

* 1. 特殊な鋼材、特殊なコンクリート製品（プレテン桁、ボックスカルバート等）で工事現場に搬入した後では、外観、品質、寸法等の確認及び補修が困難なもの。
	2. 鋼橋、水門門扉のうち、工事現場に搬入した後では、仮組み検査が困難なもの。
	3. 特別調査価格の対象とした工事材料のうち、工事現場に搬入した後では、外観、品質、寸法等の確認及び補修が困難なもの。
	4. 鋼杭、鋼矢板等で加工を行うもののうち、工事現場に搬入した後では、外観、品質、寸法等の確認及び補修が困難なもの。
	5. 電気通信設備工事及び機械設備工事のうち、工場での動作確認等が必要となるもの。
	6. 上記以外のもので、契約担当者または予算担当者が重要と認めるもの。

　【その他】

　　　上記については、材料の金額に関係なく主任監督員または担当監督員が検査を行うものとし、検査員による検査が必要な場合は静岡市検査実施要綱による。

【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技術政策課　検査グループ

　電話054-221-1078

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成31年4月17日

別紙４

＝工事に使用する材料の取扱い＝

1. 『材料検査簿』の取扱いについて（全工事共通）

静岡市工事執行規則第25条、静岡市建設工事請負契約約款第13条の『材料検査簿』の取扱いについて、以下のとおりとする。

【材料検査簿の検印】

　同条第６項に記載のとおり、**検印は監督員が行い、受注者（現場代理人、主任技術者等）による検印は行わない。**また、監督員が臨場にて数量検査できない場合にあっても、写真または出荷証明書、納品書、品質規格証明書等による確認を行い監督員が検印する。

【材料検査簿の対象となる工事材料】

1. 設計図書において監督員の検査を受けて使用するべきと指定された工事材料

例：工場製品（JIS規格品、JIS認定外品）、工場製作品（特注品等）

1. 主要な工事材料で完成検査時に外部から明視できないもの（不可視となる材料）

例：地盤改良用セメント、薬液注入材、スラリー撹拌材、埋設する製品等

　【監督員による材料検査を省略できるもの】

・JISマーク表示品、㈳日本下水道協会認定工場製品等

・事前申請にて静岡県または静岡市が工場による検査を実施し承認した材料

例：スラグ入りコンクリート二次製品等、道路用砕石、盛土材、合材等

　【検査の方法】

・監督員の臨場等により品質、寸法、形状、数量について関係資料との整合を確認する。

・工場検査を実施した工事材料については現場搬入確認を行う。

・別添の『工事材料の現場搬入時チェックリスト（参考資料）』を参照されたい。

【注意事項】

　　　材料検査を実施するか否かについては、施工計画書提出時に監督員に確認する。

　　監督員は検査時に検査員から指摘を受けることがないよう、必要な材料検査を行う。

　　受注者による現場受入試験（生コン、コンクリート製品等）は取扱い基準に準じて行う。

【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技術政策課　検査グループ

　電話054-221-1078

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成31年4月17日

別紙５

＝工事に使用する材料の取扱い＝

1. 支給材料及び貸与品の取扱いについて（全工事共通）

静岡市工事執行規則第27条、静岡市建設工事請負契約約款第15条における支給材料及び貸与品について、以下の提出書類について適宜提出し管理すること。

また、土木工事においてはこのほかに静岡市土木工事共通仕様書（第１編1-1-18）にて適宜書類を提出し管理すること。

●静岡市工事執行規則第27条、静岡市建設工事請負契約約款第15条

・・・別記５　**『支給材料受領書』**

　・受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、発注者に受領書を提出する。

・受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、発注者に借用書を提出する。

※静岡市土木工事共通仕様書（第１編1-1-18）No.5『貸与品借用書』は使用しない。

●静岡市土木工事共通仕様書（第１編1-1-18）・・・No.6　**『支給材料受払簿』**

　・受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしなければならない。

●静岡市土木工事共通仕様書（第１編1-1-18）・・・No.7　**『支給品精算書』**

　・受注者は、工事完成時に支給材料等精算書を発注者に提出しなければならない。

●静岡市土木工事共通仕様書（第１編1-1-18）・・・No.8**『貸与品返納書』**

・受注者は、工事完成または設計図書の変更により不用となった場合に貸与品返納書を発注者に提出しなければならない。

　【参　考】

　●静岡市土木工事共通仕様書（第１編1-1-19）・・・No.9**『現場発生品届』**

受注者は、設計図書に定められた現場発生品及びこれ以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技術政策課　検査グループ

　電話054-221-1078